

近代日本における伝染病予防法制の形成と展開

—愛知県西加茂郡三好村を事例として—

鈴木 哲 造

はじめに

一、伝染病予防法の構造

二、伝染病予防事務の職務権限と指揮・監督系統

三、伝染病予防法制の展開—三好村における赤痢の流行と予防対策
おわりに

はじめに

1

伝染病の流行は、近代化が齎す人流・物流の拡大に伴うグローバル化の産物である。したがって、開国を契機として近代化を遂げた日本は絶えず伝染病の問題を抱えていた。明治の幕開けは伝染病の来襲とともに始まった。コ

レラ、赤痢、腸チフス等の急性伝染病は、文明開化の潮にのり、大波となって日本をのみ込んだ。とりわけコレラは、明治年間を通じて大流行を断続的に繰り返し、三七万余人もの死者をもたらした。^①これらの伝染病に対する予防体制は、明治三〇（一八九七）年四月に法律第三六号をもって公布された「伝染病予防法」（二部規定を除き、同年五月一日より施行）により確立した。^②伝染病予防法（以下、法とする）は、明治一三（一八八〇）年七月太政官布告第三四号「伝染病予防規則」に代わるものとして制定されたものであり、平成一一（一九九九）年四月一日の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（法律第一一四号・通称「感染症法」）の施行によって廃止されるまで、^④実に一〇〇年以上にわたり日本の伝染病予防体制を規定した基幹法令であった。^⑤

法の制定過程及び意義を論じた研究については一定の蓄積があるなかで、とりわけ本稿で着目する研究は、尾崎耕司「『伝染病予防法』考―市町村自治と機関委任事務に関する一考察」である。尾崎は、法と、兵庫県が公布した「伝染病予防法施行細則」という府県レベルの施行規程の分析を通じて次の点を指摘した。すなわち、①「衛生自己責任」の立場より、個人（Ⅱ家）に伝染病予防事務（伝染病患者の届出、清潔法や消毒法の実施等）の執行義務を負わせたこと、②法の主眼が市町村に伝染病予防事務を担わせることにあったこと、③市町村が担う伝染病予防事務を国政委任事務内の「機関委任事務」と「団体委任事務」に分類し、前者を中心に担う「市町村長」（市町村吏員）が個人からの届出を受理し、かつ、個人の義務履行を指示するような直接個人に介入する事務に従事した一方で、後者を担う「市町村会」が伝染病予防上必要となる人員、器具、薬品等を設備したり、伝染病院等を設置したりするような市町村の財産・予算に関わる事務に従事したこと、④府県が警察による日常的な監督を通じて市町村の機関委任事務を補完したこと、⑤市町村長（市町村吏員）のもとに地域住民組織たる衛生組合を組み入れ、個人の義務履行を促進させたことである。^⑥かくして、尾崎論文は、「府県（警察）―市町村長（市町村吏員）

―衛生組合―個人」という機関委任事務系統をもって伝染病予防事務に係る実務を動かし、これに必要な設備に関する予算措置を団体委任事務として市町村会の議決に委ねるといふ法の枠組みを明らかにした。

だが、尾崎論文は、かかる重層的な伝染病予防体制を構成した府県（警察）、市町村長（市町村吏員）、市町村会、衛生組合、個人という各主体が実際の伝染病流行の「現場」において具体的にどのようなように連携して、如何なる対策に従事したのかという法の運用実態の解明には至っていない。各主体中、衛生組合に関わる研究では、大阪市、神戸市、函館市等を事例として、衛生組合が塵芥処理や尿尿処理等を担い、都市の自治及び環境衛生の維持等に果たした役割が考察されているが、そもそも町村部における衛生組合の活動を都市部のそれと同様の尺度をもって論じることができない¹⁰だけでなく、伝染病流行時に市町村吏員と個人との間に介在し、個人の義務履行を促すという、法が期待した衛生組合の役割について詳らかにされていない。他方、大日方純夫は、警察と衛生との関係について「日本の場合、全住民を包摂する地域社会の場において、衛生行政をになったのは執行力・強制力を保持する警察であった。ここに、警察主導の衛生システムのもと、日本型の『衛生国家』が成立した¹¹」と述べ、近代日本の衛生行政の特質を警察主導の強権性に求めた。しかし、衛生行政事務は、府県警察部の主管であったといえども、市町村にも分掌されているのであり、かつ、伝染病予防事務について法は明確に市町村を中核的な執行主体に位置づけていた。したがって、事務が重複する警察と市町村が如何なる関係を取り結び、伝染病予防事務に従事したのかを問う必要がある。

以上の諸点を踏まえて見出される課題は、府県（警察）、市町村、衛生組合、個人から成る重層的な伝染病予防体制及び各主体の機能の体系的・実態的把握である。本稿は、法により形成された伝染病予防体制下において、法制度上、府県（警察）、市町村、衛生組合、個人という各主体が如何なる指揮・監督系統のもとで、如何なる役割

を担ったのかを論じたうえで、伝染病流行の「現場」において、實際上、これらの主体が如何なる対策に従事したのかを、愛知県西加茂郡三好村を事例として明らかにするものである。これによって、尾崎論文にて明示された法の枠組みの運用面の解明を試みる。以下、第一節及び第二節において、法で規定される各主体の担うべき伝染病予防事務を整理し、事務に従事する各主体の職務権限と指揮・監督系統を考察したのち、第三節にて三好村で流行した赤痢に焦点をあて、赤痢流行の「現場」において警察、村吏員、衛生組合、住民らが如何なる対策に従事したのか、村会においてこの対策に係る経費を担保するために如何なる予算措置が講じられたのかを論じていくことにしたい。

一、伝染病予防法の構造

法は、後藤新平内務省衛生局長の指示のもとで、衛生局兼勤となっていた参事官の窪田静太郎と同局属の林茂香や野村寛らが中心となり起草したものである^⑬。法案は、明治二九（一八九六）年一月二二日に内務大臣と拓殖務大臣より閣議請議され、閣議決定並びに裁可を得て、翌（一八九七）年三月四日、帝国議会上に提出された。帝国議會での審議を経て、三月二四日に衆議院議長より両院で可決された法案が奏請され、閣議決定並びに裁可を得て四月一日に公布されている^⑭。内務大臣と拓殖務大臣からの閣議請議文書には、法の制定目的について次のように認められている。

伝染病予防規則ハ明治一三年ノ制定ニ係リ爾來世運ノ変移ニ伴ヒ伝染病ノ新ニ侵襲シ來レルアリ医事衛生ノ學術亦大ニ進歩シ加フルニ地方制度ノ釐革セラレタルニヨリ該規則中往々事宜ニ適セサルモノアルニ至レリト雖

トモ務メテ之ヲ活用シ其範圍内ニ於テ参酌施行シ来レリ然レトモ之カ執行ノ任ニ当ル者往々由ル所ヲ失ヒ其ノ措置区々ニ渉ルノ嫌アルヲ免レス遂ニ永ク該規則ニ倚頼スルコト能サルヲ以テ之ヲ改正シテ予防ノ周到ヲ期セントス⁽¹⁴⁾

このように、法制定の目的は、明治一三（一八八〇）年制定の伝染病予防規則が時勢に適合していないこと、伝染病予防事務の担当者が依拠する規定がないため、その措置が不統一になっている現状を是正することであった。法律の専門家として法案の策定に参画した窪田静太郎が、法案の起草にあたって、後藤衛生局長及び北里柴三郎の意見を纏めた覚書をもとに「地方制度や警察制度に照らし、それ等の機関などに取扱はせるに就いての仕組みを考案し、そして予防の規定を作り、施行規則を作った⁽¹⁵⁾」と述べているように、法は、伝染病予防事務の執行にあたり、既存の市制及町村制や地方官官制等の法令との整合性をはかりながら、各機関等（国、府県、市町村、医師、個人）の負う責務を明確にした。そのことは、法の起草に携わった林茂香と野村寛が法の逐条解釈を行った『伝染病予防法註釈』（以下、『註釈』とする）において法の精神を次のように述べていることから裏付けられる。すなわち、「伝染病の流行蔓延に至るや、其始は一人一家に在るを以て先づ其責任を個人に帰し、個人の力及はざる所は市町村の責任とし、市町村の力及はざる所は之を府県の責任とし、其責任を分担せしめて以て予防の周到を期するもの即ち此法律の精神たり⁽¹⁶⁾」と。

かかる精神を胚胎した法は、如何なる主体に如何なる伝染病予防事務を担わせたのであろうか。以下、本節では、『註釈』を適宜参照して各条文の立法背景を押さえながら、法の内容を考察していくことにしたい。法は、すべての伝染病に適用されるものではない。法は、法を適用すべき伝染病、いわゆる法定伝染病を規定し

ている。法によれば、法定伝染病は、八種であり、コレラ、赤痢、腸チフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、ペストである。^①八種以外の伝染病に法の適用を指示する権限は主務大臣（内務大臣）にあった（第一条）。八種伝染病の設定は、『註釈』において麻疹や流行性感冒も伝染病であるといえども「其危害の度か此法律の力を以て人民の権利自由を抑制しても之を強制せざる可らざる程の險悪なる性質を以て流行すること希なるを以て、今暫らく人々の個々の予防に任せたるなり」とあるように、当該伝染病の危険度と、その脅威を除去するにあたっての個人の権利や自由の制限との間の均衡に依拠するものであった。裏を返せば、法に基づく伝染病予防対策（以下、予防対策とする）は、個人の権利と自由を抑制するものであった。

法は、その精神に則り、伝染病予防に係る各事務の主体を規定している。法に登場する主体は、主務大臣（内務大臣）、地方長官（府県知事）、当該吏員、伝染病予防委員、検疫委員、医師、家及び市町村である。法に基づく伝染病予防事務（以下、予防事務とする）は、伝染病患者の発見から始まる。医師は、伝染病患者を診断した場合又はその死体を検案した場合、一二時間以内に警察官吏、市町村長、検疫委員又は伝染病予防委員に届け出たのち、伝染病患者又はその死者の家人に対して消毒方法を指示する義務を負った。すなわち、医師は、伝染病の発生を直ちに関係者に届け出ることによって予防消毒の時機を失しないようにする義務と、消毒方法を指示することによって患者から他に伝染病が蔓延することを予防する義務を負ったのである。医師が前者の届出義務を履行しなかった場合は五円以上五十円以下の罰金が科された（第三条・第三〇条）。^②

伝染病患者の届出義務は、医師だけではなく、家にも課された。伝染病若しくはその疑いのある患者又はその死者が発生した家においては、速やかに医師の診断を受けさせるか、又は警察官吏、市町村長、検疫委員又は伝染病予防委員にその旨を届け出なければならない。これらをなすべき義務者は、戸主（若しくはこれに代わるべき者）

であり、違反者は二円以上二〇円以下の罰金に処せられた（第四条・第三一条）。『註釈』が、家による受診又は届出義務の履行によって予防消毒の時機を逃さないようにすることは「各人か之を小にしては其隣保に對し、之を大にしては市町村以上府県国家に對し、応に尽すべきの義務」であると主張するように、法は、隣保、地域社会ひいては国家の安寧を守るという論理をもって、伝染病予防体制のなかに家を組み込んだのである。家に課された義務はこれにとどまらない。それは、法が患家に對して医師又は当該吏員の指示に従い、消毒方法と清潔方法を実施する義務を負わせ、違反者には二円以上二〇円以下の罰金を科したからである。加えて、当該吏員は、伝染病予防上必要と認める時、患家の近隣の家や患家と交通をなした家に對して清潔方法と消毒方法の実施を指示することができ、これらの家が当該指示を履行しない場合、同様の罰金を科した（第五条・第三二条²¹）。かくして、家は、予防事務の第一義的な責任を負った。法に基づく伝染病予防体制は、家の動員を基底に置くものであったのである。

しかし、『註釈』が「患家の消毒は患家自ら之に任すべき」ことを前提とするも、「個人の独力を以てするは困難の業」であるとの認識を示しているように、患家一家の努力で医師又は当該吏員より指示された清潔方法と消毒方法を完遂するのは難しい。そこで、法は、家と当該吏員との間を仲立ちし、伝染病予防事務を補完する仕組みを用意した。すなわち、衛生組合である。法は、地方長官に對し「衛生組合ヲ設ケ清潔方法消毒方法其ノ他伝染病ノ予防救治ニ関シ規約ヲ定メシメ之ヲ履行セシムルコトヲ得」として衛生組合の設置権を与えるとともに、市町村が「衛生組合ニ於テ伝染病予防救治ノ為支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スル」途を開いた（第二三一条）。第三節で詳述するとおり、衛生組合は、地域住民により組織され、組合員が活動費を負担し、選挙により組合長等の役員を選出する「自治組織」であって、地方衛生行政の拠点であった。

予防対策は、清潔方法、消毒方法、隔離方法という三本の柱で構成される。法は、伝染病患者が発生した家に対

する清潔方法と消毒方法の実施にあたっては医師や当該吏員の指示のもとで家人が中心となり、衛生組合が補完する体制を整えたが、隔離方法を如何に規定したのでろうか。法によれば、隔離方法は二種である。一つ目は、伝染病患者等の隔離施設への移送である。法は、当該吏員に対して、伝染病予防上の必要性に依拠して、伝染病患者を伝染病院又は隔離病舎に移送する権限と、健康者を隔離所に移送する権限を与えた(第七条)。隔離所の目的は「一は患者より健康人に伝染するを防ぐと、又一は健康人と雖も病因潜伏中なるを保し難きを以て、其健康人より他に伝染するを防ぐ」ことであつた。²³⁾ 伝染病院と隔離病舎はともに伝染病患者を收容する施設であるが、その差異は、明治二八(一八九五)年四月内務省訓令第四号「市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準」²⁴⁾で示される、症状の轻重毎に区画された病室及び浴槽の設置という物的な要件と、医師、調剤掛及び看護人等の配備という人的な要件を満たす施設か否かであつた。該要件を満たす施設は伝染病院、満たさない施設は隔離病舎となる。隔離病舎という分類の設定は、「戸口少き村落等に於ては完全なる伝染病院の設備は事状の許さゝると」があるので、「此等の場所に於ては一時患者を隔離し治療する為必要な設備にて満足せざる可からず」という実状に配慮した結果であつた。

このような状況が生まれたのは、伝染病院及び隔離病舎の設置が市町村の責務に帰せられたことにある(法第一七条)。言い換えれば、市町村は、自己の予算をもって隔離施設を設置しなければならぬ。『註釈』は、「村落と雖も財政の許す限り進んで伝染病院を設置するは素より大に望む所なり」として可能な限り設備を整えた伝染病院が設置されていくことを期待する一方で、隔離病舎や隔離所は「平時は之を建設し置かざるも、必要に際し寺院民家を以て之れに充つるも可なるへし」²⁷⁾とも述べていることから、法の起草者らは各市町村の財政状況や伝染病の流行状況により隔離施設の整備状況に地域格差が生まれることを容認していたといえるだろう。因みに、市町村が担った他の責務をあげると、市町村は、伝染病流行時において清潔方法や消毒方法等を実施するにあたり必要とな

る医師や人夫らを雇い入れることと、消毒機械、消毒薬品、患者運搬器械等の物品を設備しておくことが要請された（法第一六条）。このように、法は、市町村に対して、伝染病予防対策上で必要となる物的な施設整備及び人的要員の確保と、それに要する経費の負担を強いたのである。

隔離方法の二つ目は「交通遮断」である。法によれば、当該吏員は、伝染病予防上の必要を認める場合、一定の日時間、患家及びその近隣の家の交通を遮断する権限を有した（第八条）。交通遮断を実行できる伝染病は、限定されており、コレラ、赤痢、発疹チフス、ペストの四種であった。コレラと赤痢の交通遮断の期間は、家の消毒方法の執行完了から起算して満五日間であり、同様に発疹チフスとペストは満七日間であった。交通遮断の目的は、「家」の封鎖にあり、飲食起伏を共にした「人」の行動を制限することにあつた。したがって、通学生の発病した学校、参詣人の発病した寺院及び旅客の発病した停車場等は、消毒方法の執行のみで交通遮断の対象とはならない。⁽²⁸⁾ただ、交通遮断を可能とする伝染病が当該地域に広く蔓延した事態等を想定して、市街地や村落の全体を遮断する途は存在した。法は、地方長官に対して、伝染病予防上の必要に基づき「市街村落ノ全部又ハ一部ノ交通ヲ遮断スル」命令権を与えた（第一九条）。これは「一戸若しくは数戸に止まらざる区域の広き遮断なれば当該吏員に一任し難き⁽²⁹⁾」ことを踏まえた措置であつた。

地方長官は、法に基づき、市街地村落全体を封鎖する権限のような、多くの人々の行動と自由を制限する措置の命令権を有した。法第一九条は、地方長官が伝染病予防上必要と認める場合に施行できる八項目の措置を列挙している。この措置には、①「市街村落ノ全部又ハ一部ノ交通ヲ遮断スルコト」のほか、②「伝染病患者ノ有無ヲ検診セシムルコト」、③「祭礼、供養、興行、集会等ノ為人民ノ群集スルコトヲ制限シ若ハ禁止スルコト」、④「古著、襪、古綿其ノ他伝染病ノ虞アル物件ノ出入ヲ制限シ若ハ停止シ又ハ其ノ物件ヲ廃棄スルコト」、⑤「伝染病毒

伝播ノ媒介トナルヘキ飲食物ノ販売、授受ヲ禁止シ又ハ之ヲ廃棄スルコト」、⑥「船舶ニ医師ノ雇入ヲ命シ又ハ汽車船舶若ハ多数人民ノ集合スル場所ニ予防上必要ノ設備ヲ為サシムルコト」、⑦「清潔方法、消毒方法ノ施行ヲ命シ及井戸、上水、下水、溝渠、芥溜、厠園ノ新設改築変更若ハ廃止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコト」、⑧「一定ノ場所ノ漁撈、游泳又ハ其ノ水ノ使用ヲ必要ナル日時間制限シ若ハ停止スルコト」が包括される。かくして、地方長官は、人及び物の移動と漁撈及び水の利用等を制限することができる権限に加えて、検診の施行、清潔方法及び消毒方法の施行、及び汽車船舶等での予防対策の施行に係る命令権を有したのである。

予防対策上、とりわけ重要であったのは検診である。検診は、市町村が経費を負担し雇い入れた医師らが実施し、伝染病患者の有無を確認する作業であるが、この目的は患者の「搜索」にあった。『註釈』は「検診は隠蔽を防ぐに最も必要なることたれば、流行の兆ある場合に於ては必ず施行すへき要件たり」と述べる。法制定当時、患者の隠蔽は、伝染病、とりわけ赤痢の流行拡大の一大要因となっていた。患者隠蔽の背景には、人々が不完全な隔離施設に移送されるのを嫌ったこと、伝染病に罹患したことが発覚すると村内の人々から嫌悪されるのを恐れたこと、営業の自由が奪われること、及び赤痢の症状が緩慢であり、かつ致死率も相対的に低かった（赤痢・約二四パーセント・コレラ・七〇パーセント以上）ため人々の危機意識が乏しかったことがあげられる。『註釈』は、検診の励行を説いて次のようにいう。「之（検診―筆者註）を行ふに当ては一回に止めず一週間も連日同一部落に之を行ふときは著効あると顯然たる実例あり」と。検診は、患者の隠蔽による伝染病の拡散を防ぐ方法として徹底的に行うことが期待されたのである。なお、「検診」は、明治三八（一九〇五）年の伝染病予防法中改正において「健康診断」と改められている。³⁰

検診（健康診断）を含めた予防対策を行うにあたり、当該吏員には家宅立入の職権が与えられた（法第一四条）。

この立法趣旨は、「伝染病流行し若くは流行の虞ある場合に於て、家宅内衛生上の状況を視る」ことにあった。³⁴ 日本帝国憲法第二五条は「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラ
ル、コトナシ」と規定しており、³⁵ まさに法によって住居不可侵の権利を制限したのである。さらに、この家宅立入
の職権は、「全然警察権に属するものなれとも、伝染病の危険を制するは常に速急を要する」ことから、伝染病の
予防に従事する「当該吏員」であれば、警察官吏又は市町村吏員の区別なく行使することができた。³⁶ 当該職権の行
使に際しては、家宅立入の事由を戸主等に告知し、表面に「伝染病予防吏員之証」と記載され、裏面に「官庁公署
印」が捺印された証票を示すことと、できるだけ夜間を避けることが求められた。³⁷ 当該吏員は、隔離方法による行
動の自由を制限する権限に加えて、「重大なる職権」たる家宅立入の権限をも有したのである。

法は、伝染病が流行し、又は流行の虞がある場合、伝染病予防委員と検疫委員を設置することを規定している。
伝染病予防委員（以下、予防委員とする）は、市制第六一条又は町村制第六五条に依拠して市町村に置かれた機関
であり、伝染病の検疫予防事務を担った。予防委員には医師を加える必要があり、この医師出身の予防委員は市町
村長が選任した（法第一五条）。市制第六一条と町村制第六五条は、市町村が市町村会の議決により臨時又は常設
の委員を置くことができることを規定したものである。市と町村とは委員の構成と選出方法が異なるが、町村の場
合、委員は町村会において「町村会議員」又は「町村公民中選挙権ヲ有スル者」より選挙して選出した。³⁸ 法
第一五条第一項但書に「但市町村会ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス」とあるように、市町村は、「地方長官ノ指示」が
あれば、市町村会の議決に依らずして予防委員を設置しなければならない。『註釈』によれば、予防委員の設置規
定を設けた所以は「伝染病の流行に際しては市町村平時の組織に係る吏員のみにては其奏功を期し難く、臨時相当
の機関を備へざるへから」ざることと、「伝染病の流行蔓延するや常に急激なるを以て、一地方全体は勿論、他地

方の状況をも達観するの地位に在るものに非されは、之か措置を施すへき適當の時期を認むること難かるへ」きこ
 とに⁽⁴⁾あつた。予防委員は、市町村の予防事務を補強し、かつ、広い視野から状況判断を行うことが求められたので
 ある。

検査委員は、府県に設置され、伝染病の検査予防に関する事務を担った地方長官の直轄機関である。船舶と汽車
 の検査業務は府県の管轄事項であつたことから、検査委員は「特ニ船舶汽車ノ検査」を担つた（法第一八条）。法
 は検査委員の設置に関する規程について命令に委ねているが、それを具体化したのが明治三〇（一八九七）年六月
 内務省令第一五号「検査委員設置規則」であつた。該令によれば、検査委員は、府県知事が府県郡島庁の官吏、医
 師、薬剤師等より任命し、府県知事の命を受けて、府県において施行する「船舶汽車ノ検査其ノ他伝染病予防救治
 ニ関スル事務」に従事した。府県本庁には検査委員長を置き、警部長が就いた。さらに、府県知事は、郡市島に検
 疫委員事務所を置くことができ、所長には郡長、島司又は警察署長を命じた。⁽⁴⁾町村の予防委員の構成や選出方法と
 比べても、検査委員は、行政主導で組織された、府県の予防事務に特化した別働隊と位置づけられよう。

法は、第一表が示すとおり、予防事務に係る府県又は市町村の費用負担区分を明確に定めている。該表によれ
 ば、法第二二条により、府県が府県税又は地方税より負担する経費は、検査委員に関する経費、船舶汽車検査に関
 する経費、地方長官の命令により実施された交通遮断に関する経費である。他方、市町村は、法第二二条により、
 法で規定された清潔方法、消毒方法、隔離方法の実施に要する経費のほほすべてを負担した。法に基づく伝染病予
 防体制は、市町村財政への依存によって成り立っていたのである。

ただ、法は、市町村の財政負担の軽減をはかるため、府県より市町村への補助を規定し、さらに国から府県への
 補助規定も設けた。法第二四条は、府県に対して、法第二一条と第二三条第二項（市町村による衛生組合の活動へ

第1表 伝染病予防事務に係る経費負担区分

府県（府県税又は地方税）負担経費（法第22条）	市町村負担経費（法第21条）
左ノ諸費ハ府県税又ハ地方税ノ負担トス 一 検疫委員ニ関スル諸費 二 船舶又ハ汽車ノ検疫ニ関スル諸費 三 第一九条第二ニ依レル交通遮断ニ関スル諸費及交通遮断ノ為自活シ能ハサル者ノ生活費 其ノ他府県ニ於テ施行スル予防事務ニ関スル諸費	左ノ諸費ハ市町村ノ負担トス 一 予防委員ニ関スル諸費 二 市町村ニ於テ施行スル清潔方法、消毒方法及種痘ニ関スル諸費 三 予防救治ノ為雇入タル医師其ノ他ノ人員並予防上必要ナル器具、薬品其ノ他ノ物件ニ関スル諸費 四 伝染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所ニ関スル諸費 五 予防救治ニ従事シタル者ニ給スヘキ手当、療治料及其ノ遺族ニ給スヘキ救助料、弔祭料 六 第八条ニ依レル交通遮断ニ関スル諸費及交通遮断ノ為又ハ一時營業ヲ失ヒ自活シ能ハサル者ノ生活費 七 市町村内ニ於テ発見セル伝染病貧民患者並死者ニ関スル諸費 其ノ他市町村ニ於テ施行スル予防事務ニ関スル諸費

（出典）明治30年3月法律第36号「伝染病予防法」『官報』第4121号・明治30年4月1日、1頁～3頁。

の経費補助を規定）に係る市町村の支出総額（以下、「市町村伝染病予防費」とする）に対して、命令の規定に従い、府県税又は地方税より補助する義務を課した。法第二五条は、法第二二条と第二四条による府県税又は地方税の支出に対して、国庫よりその六分の一を補助することを規定した。かかる補助の枠組みの設計は、「市町村の予防は一面府県の予防となり、府県の予防は一面国家の予防たるか故に、各階級は各其費用を分担するの義務あり」との考え方に由来するものであった。

法は、国庫より府県への補助比率を明確に示したが、府県より市町村への補助比率は命令に委ねている。このねらいは、「国庫の補助は画一の歩合を用ゆるを得へきも、府県より市町村への補助は、其土地の状況に依り画一の歩合法に依るは却て拘子定木の嫌いあり、故に命令の規定に譲りて適當の方法を立てしむる」⁴³ことに

あつた。この命令とは、明治三〇（一八九七）年七月内務省令第一八号「伝染病予防法第二四条補助ニ関スル件」を指す。該令により、府県知事は、府県税又は地方税より市町村への補助に係る規程を定めて内務大臣の認可を受けることが要請された。該令には規程を作成する上で依拠すべき四項目の標準が掲げられており、その第一項には、「市町村伝染病予防費」に対して「府県税又ハ地方税ヨリ各市町村ニ補助スル歩合ハ精算額ノ六分ノ一以上二分ノ一以下トス」ることが規定されている⁴⁴。府県は、自己の管轄する市町村の状況を考慮して、六分の一から二分の一までの間で補助比率を定めていくのである。

以上、本節では法の各条の立法趣旨を示しながら、法に規定される主務大臣、地方長官、当該吏員、予防委員、検疫委員、医師、家及び市町村の担う予防事務と、当該事務の執行に必要な国・府県・市町村の経費負担について論じた。次節では、法の関連法令の検討を通じて、予防事務者に係るより具体的な職務権限と指揮・監督系統について考察していききたい。

二、伝染病予防事務の職務権限と指揮・監督系統

窪田静太郎は、『註釈』に所収された論文「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス」（以下、窪田論文とする）において、予防事務の要訣を次のように述べている。

伝染病予防ノ周到ヲ期スルハ職トシテ当該吏員其ノ人ヲ得ルニアリ然レトモ縦令ヒ吏員其ノ人ヲ得ルモ之ヲシテ各其ノ職務権限ノ在ル所ヲ明ニシ互ニ侵犯スルコトナク相衝突スルコトナク整然秩序ヲ保タシムルニ非ンハ其ノ技ヲ施ス能ハス其ノ能ヲ用フルニ由ナカルヘシ⁴⁵

窪田は、予防事務の円滑な遂行には「当該吏員」の職務権限と指揮・監督系統の明確化が重要であると説く。しかし、法は、当該吏員の職務を規定するも、当該吏員とは誰を指すのかだけではなく、予防事務の指揮・監督系統も示していない。これらを部分的に明らかにしたのが明治三〇（一八九七）年五月内務省令第一号「伝染病予防法施行規則」（以下、施行規則とする）である。施行規則によれば、患家やその近隣の家等に臨み清潔方法と消毒方法を家人に指示して実施することと、伝染病患者又は健康者を隔離施設に移送することを担う当該吏員は市町村長又は予防委員であり、警察官吏、衛生官吏、郡吏員又は検疫委員は市町村長又は予防委員を指示して当該事務に従事した（施行規則第四条・第五条）。法第八条又は法第一九条に基づく交通遮断の実施に係る職権を付与された当該吏員は警察官吏又は検疫委員であり、市町村長又は予防委員は警察官吏又は検疫委員の指示を受けて当該事務に従事した（施行規則第六条）。交通遮断を警察官吏等の職権に帰属させたのは「交通遮断は営業上の利益にも大関係を及ぼし、人の自由を制限する中に於ても最も重大なる事柄」であるとの認識による。したがって「警察官吏、検疫委員以外の当該吏員は交通遮断を為すに能はざる」のであって、警察官吏等が職権により発動した交通遮断に係る事務の「手伝を為す」のである。⁽⁴⁾しかし、施行規則は、伝染病流行の現場における職務権限や監督関係を示したのみで、例えば警察の指揮系統や、市町村長を監督する警察官吏と郡吏員との関係を規定しているわけではない。これらの事柄は、地方官官制、市制及町村制、及び府県郡市町村の事務分掌等に基づく衛生行政系統を明らかにすることによって導き出される。

明治二六（一八九三）年一〇月に勅令第一六二号をもって公布された地方官官制の改正⁽⁵⁾は、衛生事務を府県警察部の所管とすることを明文化した点において、地方衛生行政の画期をなす。その後、昭和一七（一九四二）年一一月の勅令第七六八号による地方官官制の改正により、衛生事務は、府県内政部に移管されたが、衛生事務中、飲食

物の取締、墓地及び埋葬の取締、急性伝染病等に係る事務は警察署の所管として残された。⁽¹⁹⁾したがって、戦前期における予防事務には警察が一貫して関与し続けたのである。

明治二六（一八九三）年の地方官官制によれば、府県には、知事、書記官、警部長、収税長、参事官、技師、典獄、属、技手、警部、収税属、監獄書記、看守所の各職員が置かれた。内務大臣の監督を受けて、府県の行政事務を管理するのは知事であり、その事務を分掌させるため、各府県には、知事官房、内務部、警察部、収税部、監獄署が設置された。書記官が内務部長、警部長が警察部長、収税長が収税部長、典獄が監獄署長となり、知事の命を受け、部下の官吏を監督し、所部の事務を掌理した。警部は、府県警察部及び府県内の要地に置かれた警察署、警察分署に所属し、上官の指揮を受け、部下の巡査を指揮監督した。衛生事務が警察部に移管された後、該事務は警察部保安課において取り扱われているところが多かったが、明治三一（一八九八）年一〇月の内務省の訓令「府県ニ衛生課ヲ設置シ並ニ衛生技術者ヲ任用スヘキ件」（訓第九四五号）をもって、府県に対し、全国に蔓延する伝染病を予防するには衛生課の設置と衛生技術者の任用による地方衛生行政機関の強化が必須であるとの要請が出された⁽²⁰⁾ことを受けて、翌（一八九九）年までには概ね府県の警察部に衛生課が設置された。⁽²¹⁾衛生課には、警部のほか、衛生技術者、すなわち「技師」や「技手」が置かれたが、上述の市町村長等を監督する衛生官吏とは、これらの職位にある者を指す。

府県の下には、郡市町村が置かれた。地方官官制によれば、郡長は、知事の指揮監督を受け、法令を管内に執行し、行政事務を掌理して、部下の官吏を監督するとともに、管内の町村長が行う行政事務を監督した。町村長は、町村制により「其町村ヲ統轄シ其行政事務ヲ担任」した。郡長と町村長の管轄する行政機関はそれぞれ郡役所と町村役場である。愛知県を事例として、郡役所と町村役場の事務分掌を確認してみよう。明治三〇（一八九七）年二

月訓令第五一号によれば、郡役所に二課を置き、課中に係を設け事務を分掌させるとし、第一課は「議事ニ関スル事項」、「庶務ニ関スル事項」、「衛生ニ関スル事項」、「稅務ニ関スル事項」及び「會計ニ関スル事項」を、第二課は「土木ニ関スル事項」、「農商ニ関スル事項」、「學務ニ関スル事項」、「兵事ニ関スル事項」及び「戸籍ニ関スル事項」を掌った。町村役場は、明治二五（一八九二）年一月二月訓令第七六号により、「便宜科若クハ係ヲ置キ事務ヲ分掌」し、当該事務中には衛生に関する事務も包括された⁵⁴⁾。

市行政と町村行政の大きな違いは監督官庁である。市制及町村制によれば、町村行政は「第一次ニ於テ郡長之ヲ監督シ第二次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第三次ニ於テ内務大臣之ヲ監督」する三重の監督を受けるのに対して、市行政は「第一次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督」する二重の監督を受けた。市長は、市制により「市政一切ノ事務ヲ指揮監督」したが、この市長の下に組織された行政機関は市役所であった。例えば、明治二二（一八八九）年一〇月より市制が施行された名古屋市では、翌（一八九〇）年に事務分掌を定め、八課を設置した。このうち、学務衛生課が「病院、医師、産婆、針灸、入歯歯抜、接骨等に関する事」、「避病院並に伝染病、地方病予防、及種痘、検徴に関する事」、「道路、溝渠、厠圍、芥溜等の清潔法、及劇場、興行場等の衛生に関する事」、「牛乳、屠畜、獸類化製所設置、及売葉、絵具、染料販売願、其他藥品取扱に関する事」、「窮民救療又は中毒者報告の事」及び「墓地及埋火葬場に関する事」等の衛生事務を主管した⁵⁵⁾。

このように、地方衛生行政は、府県知事（警察部衛生課）↓郡長（郡役所第一課）↓町村長（町村役場）と、府県知事（警察部衛生課）↓市長（市役所学務衛生課）という二つの系統が存在した。しかし、上述のとおり、地方官官制によれば、府県警察部長は、警察署長、警察分署長を経て駐在所等の巡查に繋がる指揮系統を有していた。窪田論文は、府県警察部が主管する衛生事務と警察署及び分署との関係、警察署長と分署長及びその署員と郡市町

村吏員との関係について、次のように説明している。

蓋警察署分署ハ官制上独立ノ行政庁ニ非スシテ府県警察部ノ出張所ナリ從テ警察署長分署長及其ノ署員モ其ノ
 実ハ府県知事直轄ノ機関タリ故ニ警察署長分署長及其ノ署員モ亦市町村吏員ニ對シテハ其ノ監督官庁府県ノ官
 吏トシテ其ノ主管ノ事務ニ就テハ之カ監督ノ事務ヲ掌ルノ地位ニ在ルモノト云フヘシ然レトモ衛生事務中普通
 衛生ノ事務ハ医師藥劑師産婆ノ免許郡役所等ニ於テ之ヲ司ルヲ以テ警察署長分署長及其ノ署員ハ衛生事務中衛生警察
 ニ関スル事務ヲ掌ル從テ其ノ市町村吏員ニ對シ監督ノ事務ニ從事スルハ所謂衛生警察ニ関スル事務ニ局限セラ
 ル、モノト云フヘシ然リ而テ伝染病予防ノ事務ハ多クノ場合ニ於テ衛生警察事務ニ属スルモノナレハ警察署長
 分署長及其ノ署員ハ多クノ場合ニ於テ市町村吏員ニ對シテ監督ノ機関トナルモノナリ……蓋郡吏員ハ町村制第
 百十九条及地方官々制第四十二条ニ依リ町村吏員ニ對シ一般監督即普通衛生事務及衛生警察事務ノ事務ニ從事スト雖警察署長分署
 長及其ノ署員ハ衛生警察事務ニ関シテノミ市町村吏員ニ對シ監督ノ事務ニ從事ス其關係ハ之ヲ小ニシテハ町村
 ノ土木事務ニ関シ郡吏員ト府県土木係官トカ市町村吏員監督ノ事務ニ從事スルカ如ク之ヲ大ニシテハ府県知事
 ハ内務大臣ノ一般監督ヲ受クルト同時ニ各省主管ノ事務ニ関シテハ各省大臣ノ監督ヲ受クルカ如シ……此ノ外
 署長分署長及其ノ署員ハ部下ノ巡查ヲ指揮監督シテ地方官々制第七條直接衛生警察事務ニ從事府県土木係官カ府
 土木事務ニ從事スルハ論ヲ俟タス(56)

窪田論文は、郡役所と警察署及び分署との関係について、衛生事務に包括される衛生警察事務と普通衛生事務と
 という性質の違いから説明している。そこで、まずは、衛生警察事務と普通衛生事務とは如何なる事務を指すのかを

確認しておきたい。衛生警察事務とは「國民ノ健康ニ及ホス病的危害ヲ防除スル手段トシテ人ノ自由ヲ制限シ又ハ強制ヲ用キル」行政作用をいう。⁽⁵⁷⁾ 具体的には、伝染病患者を隔離施設に移送したり、患者の交通遮断を実施したり、腐敗した飲食物の販売を禁止し、又はそれを没収したりすること等がこれに該当する。⁽⁵⁸⁾ 普通衛生事務とは、強制力を必要としない衛生行政の作用を指し、例えば、医師・歯科医師・薬剤師・産婆に免許を付与すること、衛生状態の調査、隔離施設の建設、薬品・飲食物・衣服・礦泉の検査、痘苗や血清の製造、上下水道の整備及びゴミ処理等がこれにあたる。⁽⁵⁹⁾

窪田論文によれば、郡長は、町村制第一一九条及び地方官官制第四二条により、町村長が執行する衛生事務（普通衛生事務と衛生警察事務）を監督する権限を有している。他方、警察署長及び分署長とその署員は、市町村長が執行する衛生事務の内、衛生警察事務に局限して市町村吏員を監督する。言い換えれば、府県警察部は、知事を通じて、郡長、市長が主管する衛生事務（普通衛生事務と衛生警察事務）を監督した一方で、警察署、警察分署より駐在所にいたる警察指揮系統を通じて、市町村の衛生警察事務を直接監督並びに執行したのである（地方官官制第二七条）。法に基づく伝染病予防体制は、知事↓郡長↓町村長と、知事↓市長という二つの一般監督系統に加えて、府県警察部より連なる警察指揮系統という三つの指揮・監督系統により成り立っていた。

愛知県を事例として、市町村、郡役所及び警察官署の予防事務手続上の動きを掘り下げてみよう。愛知県は、明治三〇（一八九七）年八月訓令第五六号をもって「伝染病予防法施行手続」（以下、手続とする）を公布している。⁽⁶⁰⁾ 手続によれば、市町村長は、伝染病患者又は死者が発生したことを告知した時、即時、当該官署（郡役所及び警察署分署）に通知するとともに、直ちに「現場ニ臨ミ」予防消毒に従事する職務を負う。同様に、郡長は、伝染病患者又は死者が発生したとの通報を受けた時、主務吏員を派遣して予防消毒方法を施行させ、主務吏員は、清潔

方法・消毒方法の施行及び患者の汚物処理について、町村長又は予防委員を指示して当該事務に従事した。警察署長及び分署長も伝染病患者又は死者が発生したとの通報を受けた時、直ちに予防消毒方法の施行手続をとり、警察官をして市町村吏員又は予防委員を指示して伝染病予防事務に従事させた。これらに加えて、手続は、地域住民と密接な関係にある駐在所等の巡査に対して伝染病の発生に迅速に対応させるための権限を付与している。すなわち、手続は「巡査ニ於テ患者又ハ死者アルコトヲ知りタルトキハ直ニ現場ニ出張シ其予防消毒方法ヲ施行シ後チ所属署長ニ急報スヘシ」と規定し、巡査に対して、伝染病患者又は死者発生の情報を得た時、まずは自己の職権で臨場して伝染病予防消毒方法を施行し、所属署長に事後報告することを認めている。このほか、巡査は、伝染病患者を移送したり、死体、排泄物及び病毒に汚染する物品を運搬したりする際、途上取締を行った。

以上、本節では、窪田論文に依拠しながら、法の関連法令たる施行規則、手続、地方官官制、市制及町村制に焦点をあてて、予防事務従事者の職務権限と指揮・監督系統を考察した。次節では、これらの職務権限と指揮・監督系統を念頭に置き、愛知県西加茂郡三好村を事例として、伝染病の流行「現場」における予防事務が市町村吏員、予防委員及び巡査の指示のもとで、患家の家人や近隣住民、そして衛生組合員が動員され実施されていく過程に焦点をあてて、伝染病予防法制の運用実態に迫っていくことにしたい。

三、伝染病予防法制の展開——三好村における赤痢の流行と予防対策

明治四四（一九一）年、愛知県では赤痢が猖獗を極めていた。県内では、一月六日に豊橋市で赤痢患者が発生して以降、一二月まで毎月患者が発生し、年間を通じて、患者一七三八人、死者三九二人を数えた。赤痢は、六月より一〇月にかけて猛威を振るい、その患者数は六月が一四六人、七月が四五七人、八月が五一四人、九月が

三九九人、一〇月が一六人であった。県内の市郡のうち、患者発生数の上位五位は、愛知郡二五六人、幡豆郡二〇〇人、名古屋市一七九人、西加茂郡一七一人、知多郡一六九人であった。⁽⁴¹⁾

本節では、明治四四（一九一一）年に愛知県西加茂郡三好村大字黒笹を襲った赤痢と該村の予防対策をとりあげる。三好村は、明治二二（一八八九）年の町村制によって旧村（三好村・西一色村・福田村）を統合して成立し、明治三九（一九〇六）年に助生村及び明越村を合併した。三好村は、大字を基本として、管内を一〇区に分け、三好村大字黒笹を第一〇区とした。黒笹区は、もともとは黒笹村が存在しており、町村制により福谷村とともに助生村に統合された地区である。明治四三（一九一〇）年時点において、三好村の戸数と人口は、それぞれ一〇八〇戸、六〇六七人であり、黒笹区は、同様に六七戸、三七六人であった。⁽⁴²⁾ この小さな村落に赤痢が襲来し、九月から一〇月にかけて、八人の赤痢患者（赤痢疑似症を含む）が発生し、内二人の命を奪ったのである。

三好村黒笹区における赤痢の流行と該村の予防対策を論じるにあたって依拠する主な史料は、みよし市立歴史民俗資料館に寄託されている黒笹文書に所収される『明治四十四年九月 伝染病予防救治二関スル日誌 三好村役場』⁽⁴³⁾（以下、『日誌』とする）と、みよし市役所に所蔵される『明治三十九年大正元年 三好村会議事録 西加茂郡三好村役場』⁽⁴⁴⁾（以下、『議事録』とする）及び『明治四十四年度ヨリ大正元年度迄 三好村会議事録 西加茂郡三好村役場』⁽⁴⁵⁾（以下、『決議録』とする）である。『日誌』は、明治四四（一九一一）年九月二〇日から十一月一七日までの黒笹区における赤痢発生状況と予防対策に関する記録であり、赤痢発生現場に三好村吏員、予防委員及び巡査らが赴き、衛生組合が動員されて、村落全体で防疫にあたっていく情景を浮かび上がらせる。以下、『日誌』を紐解いていく前に、まず、黒笹区における予防対策に従事した衛生組合とは如何なる組織であったのかを明らかにする。次いで、『日誌』が何のために作成されたのかを考察し、『日誌』の作成が市町村の伝染病予防事務手続上の重要業務であっ

たことを指摘したのち、『日誌』、『議事録』及び『決議録』等の史料に依拠して、三好村の赤痢防疫対策を論じていくことにしたい。

法は、第一節で述べたとおり、衛生組合を予防事務に従事する義務を負う個人を地域で支える組織として位置づけ、その設置権を地方長官に与えた。かかる法の趣旨を踏まえ、愛知県は、明治三二（一八九九）年四月県令第三八号をもって「衛生組合規則」（以下、組合規則とする）を公布した⁶⁶。組合規則は、まずもって市町村に「伝染病予防救治」のための衛生組合の設置を要請する。衛生組合は、基本的に市は町、町村は大字を単位として設置され、当該区域内の「住民ニシテ一戸ヲ構フル者ハ総テ衛生組合員」として包括した。衛生組合には組合長一人、副組合長一人、幹事若干人を置き、組合長と副組合長は「公民」の中から選挙によって選出した。組合長は、「組合規約ノ履行ヲ務メ其他組合ニ関スル一切ノ事務」を処理した。衛生組合は、規約の成立をもって設置されたが、この規約は、市は市長の、町村は町村長を経て郡長の認可を受ける必要があった。

では、衛生組合は、如何なる規約を定め、如何なる活動に従事することが求められたのであろうか。組合規則には、第二表のとおり、「衛生組合ニ於テ規約スヘキ事項」及び「衛生組合ニ於テ協議施行スヘキ事項」が示されている。

第二表によれば、規約事項は、組合費の徴収及び支出方法、組合長ら役員報酬金と任期に関する事項、共有財産の管理及び処分方法等である。協議施行事項は、個人が守るべき撰生事項から、清潔方法・消毒方法の実施に必要なとなる器具や薬品の供給方法、清潔方法・消毒方法を共同実施する方法、伝染病患者を「速知」する方法、井戸・下水・廁・芥溜・溝渠等の掃除浚渫方法、種痘普及方法、衛生談話会開催方法にいたるまで、多岐にわたる。これらの協議施行事項によれば、衛生組合は、伝染病流行時だけでなく、平時から日常的に「伝染病予防救治」のた

第2表 衛生組合の規約事項及び協議施行事項

衛生組合ニ於テ規約スヘキ事項(第8条)	衛生組合ニ於テ協議施行スヘキ事項(第9条)
一 組合費ノ醸集及支出ノ方法ヲ定ムル事	一 平時並伝染病流行ノ際各自予防撰生ヲ恪守スヘキ要項ヲ定ムル事
二 組合長副組合長及組合幹事等ニ報酬金ヲ与フル場合ニハ其額ヲ定ムル事	二 清潔方法消毒方法施行ニ要スル器具薬品其他物件供給手續方法ヲ定ムル事
三 組合長副組合長及組合幹事ノ任期ヲ定ムル事	三 井戸、下水、厠、芥溜、溝渠ノ掃除浚渫方法ヲ定ムル事
四 共有財産ノ管理及処分ノ方法ヲ定ムル事	四 井戸、下水、厠等ノ改良方法ヲ計ル事
五 其他必要ノ事項	五 交通遮断中ニ係ル規約ヲ定ムル事
	六 伝染病又ハ其疑ハシキ患者アルコトヲ速知スヘキ方法ヲ定ムル事
	七 清潔方法、消毒方法ノ施行ヲ命セラレタルモノアルトキハ共同施行ノ方法ヲ設クル事
	八 種痘普及ノ方法ヲ計ル事
	九 衛生談話会開設ノ方法ヲ定ムル事
	一〇 其他必要ノ事項

(出典) 明治 32 年 4 月愛知県県令第 38 号「衛生組合規則」『愛知県公報』第 651 号・明治 32 年 4 月 17 日、63 頁～65 頁。

めの活動に従事することが求められていたといえよう。

黒笹文書に収められる『衛生組合規則』⁽⁶⁷⁾という簿冊には、黒笹衛生組合規約(以下、黒笹規約とする)及び衛生組合事業(以下、組合事業とする)が綴られている。黒笹地区に衛生組合が設置されたのは、勸生村大字黒笹の時代であった。黒笹規約は、明治三二(一八九九)年五月三〇日付で西加茂郡長村井久道の認可を得ている。黒笹規約によれば、衛生組合は、「当区域内ニ居住スルモノハ総テ組合員トシテ」組織し、区内の全住民を網羅した。組合は、組合員からの醸金をもって活動を維持し、毎年四月と一〇月の二回、一戸につき、金三銭を徴収した。黒笹規約は、役員の報酬も定めており、組合長は一円、副組合長と幹事は五〇銭であった。そして、組合の共有財産及び物件は組合長が管理した。

黒笹規約によれば、組合は別に定める事業を区内に実行した。組合事業によれば、組合員は井戸・下

水・廁・芥溜・溝渠の浚渫及び邸宅内の清潔法を日常的に行い、毎月一回組合役員の臨検を受けるとともに、春秋の二期に日取りを決めて定期清潔法を実施し、村役場吏員立会のもとで組合長の臨検を受けた。伝染病流行時において、交通遮断を命じられた者がいた場合、組合員は、その者の「外部ノ使用」に従事し、かつ、「農事ノ播収等ヲ扶助」した。そして、患家又は必要な場所に清潔方法及び消毒方法の実施を命じられた場合、「親戚又ハ隣保ノ別ナク」、組合員は「其人夫ニ応スルノ義務」を負った。組合事業は、伝染病患者を「速知」する方法も定めている。すなわち、「伝染病患者速知スル為メ各役員ノ軒頭ニ箱ヲ設ケ会員ノ中ニテ其疑ハシキ患者アルモ医師ニ抛ラサルモノアル事ヲ知リタルハ其姓名ヲ記シ投函スルモノトス」と。組合長ら役員は、日々投函の有無を確認し、投函があった場合は、巡査駐在所又は村役場に通告するのである。衛生組合は、相互扶助と相互監視の機能を具えた組織であった。

『日誌』は、かかる機能を持った衛生組合を動員して赤痢の予防対策が実施されていたことを詳らかにする史料であるが、如何なる理由から作成されたのであろうか。『日誌』は、結論的にいえば、市町村が「市町村伝染病予防費」に対する県の補助を申請する際に必要となる書類であった。第一節で述べたとおり、明治三〇（一八九七）年七月内務省令第一八号「伝染病予防法第二四条補助二関スル件」は、府県知事に対して市町村への補助に係る規程を定めて内務大臣の認可を受けることを規定した。本令に基づき、愛知県は、明治三一（一八九八）年四月県令第一六号をもって「市町村伝染病予防費補助規程」を公布した。⁽⁸⁾該規程によれば、県は、支出に伴う収入、補助金及び寄付金等を控除した「市町村伝染病予防費」の精算額の六分の一を補助したほか、精算額からこの補助金額を差し引いた残額の内、当該年度の四月一日現在の地租総額の一〇分の一及び戸数一戸につき一五銭をもって算出した総額を超過する部分を対象として、さらにその六分の一を補助した。次いで、愛知県は、同年五月訓令第二四号

をもって「市町村伝染病予防費補助申請手続」を公布する⁶⁹。該手続は、市町村長が「市町村伝染病予防費」への補助を申請する際に提出する書類を列記した。すなわち、「市町村伝染病予防費」の精算調書、「当該年度四月一日現在地租額及戸数調書」、「歳入歳出予算一覧表」及び「伝染病予防救済二関スル日誌」である。したがって、『日誌』は、三好村役場が「市町村伝染病予防費」への補助申請を企図して作成したものであった。

では、この『日誌』と、『議事録』及び『決議録』等の史料に依拠して三好村の赤痢防疫対策を論じていくことにしよう。『日誌』は、明治四四（一九一一）年九月二〇日より書き起こされる。同日、三好村大字福谷の開業医師満田弘重より三好村役場に対し、三好村大字黒笹の戸主Aの長男A-1が「赤痢疑似症」に罹患したとの届出があった。そのため、三好村役場は、西加茂郡役所と、同村を管轄区としている挙母警察署に急報するとともに、直ちに書記をA家に派遣し、人夫を動員してA家の内外附近を消毒し、A-1を黒笹区の隔離病舎に収容した。ここで、まず確認しておくべきことは、赤痢の「疑似症」に対して法が適用されていることである。実は、法は、八種伝染病に適用されたが、地方長官に対して、当該伝染病が流行している場合又は近隣府県や直接交通のある地方において流行している場合、法の全部又は一部を「疑似症」に適用することができる権限を付与していた。これに基づき、愛知県知事は、明治三二（一八九九）年五月県令第四七号をもって、赤痢疑似症に対して、法中の船舶及び汽車検疫に関する条項を除き、法の全部を適用していた⁷⁰。よって、満田は、法令に依拠して、赤痢疑似症患者の届出を行ったのである。

患者発生の報に接し、現場には、原田昇平三好村役場書記、榎原理蔵巡查、鈴木珠三郎第一〇区長、加藤浜次郎衛生組合長、鈴木楨太郎同副組合長、近藤俊太郎同幹事らが臨場した。人夫四人が動員され、A家内外附近に対して消毒方法が実施された。これらの人夫は、A-1を隔離病舎に移送する作業に従事するとともに、三好村役場に

備蓄されている消毒薬品（石灰と石炭酸）の運搬作業にも従事している。因みに、区長とは、区内の行政・財政を掌り、村役場との連絡をはかり、布達通牒の趣旨の徹底、徴税事務や伝染病予防事務の補助等の職務を担った有給の職員であった。⁽¹⁾

九月二一日、満田医師より、Aの長女A-2も赤痢疑似症に罹患したとの通報があった。前日の出務人員全員に加えて、大参喜蔵巡査も現場に赴き、A家には再び消毒法が実施され、A-2は隔離病舎に送られた。二二日、村役場より満田医師及三好村大字三好の永原健造医師に依頼して、午後三時から榎原巡査、原田書記、鈴木第一〇区長、加藤衛生組合長ら立会のもとで、黒笹区内在住者の健康診断が実施された。この結果、戸主Bの二女B-1・三女B-2及び戸主Cの長男妻C-1の三人が赤痢疑似症に罹患していることが判明した。B家及びC家内外附近には消毒法が実施され、患者は隔離病舎に送られた。さらに、二三日には満田医師の診察により戸主Dの妻D-1も赤痢疑似症に罹患したことが明らかになる。このように、黒笹区の赤痢疑似症は、九月二〇日に初発患者が確認された後、二三日までの四日間四戸五人に拡大した。

九月二四日、新規の患者は発生しなかったが、午後一時三〇分に三好村長鈴木嘉之次郎が状況視察のため黒笹区に來訪したほか、隔離病舎における看護体制の強化がはかられた。すなわち、午後六時、名古屋市より看護婦の佐藤きよ子が黒笹区に來着したのである。二六日、状況が再び変化する。A-1の付添人であったAが赤痢病に罹患したのである。さらに、A-1の赤痢疑似症は、満田医師により正式に赤痢病と診断された。同日、折しも、三好村会が召集されていた。議案は二件で「三好村臨時予防委員設置ノ件」と「全上選挙ノ件」であった。審議の結果、「臨時必要」のため予防委員を四人置くこととし、議員による選挙を経て、鈴木正男、鈴木新次郎、近藤弥三郎、加納福松が選出された（『議事録』及び『決議録』）。鈴木正男、近藤、加納は、村会議員であり、鈴木は黒笹区、

近藤は萌生区、加納は福谷区の出身で、萌生区と福谷区は黒笹区の隣接区であった。鈴木新次郎は、黒笹区の出身で、かつて萌生村長を務め、明治四一（一九〇八）年二月より三好村助役、明治四二（一九〇九）年二月より三好村長となり、明治四四（一九一一）年二月に鈴木嘉之次郎に村長職を引き継いでいる。⁷²このように、予防委員は、区の有力者であり、世話役であって、『註釈』が示したように、「他地方の状況をも達観するの地位に在るもの」であった。また、萌生区と福谷区の議員を予防委員に選出したことは、黒笹区より病毒を拡散させないことをねらったものであるとともに、萌生区又は福谷区で赤痢を含む伝染病が流行していた可能性を示唆するものであるといえよう。

九月二九日、午前八時より鈴木正男予防委員と大参巡查の指揮のもとで、人夫三人を使用して、隔離病舎外部の掃除が実施され、午後二時に完了した。続いて、午後三時二〇分より、挙母警察署からの汚水捨場設立の命令を受けて、人夫三人を督励して工事に着手し、午後七時に完成させている。この衛生環境の改善作業に並行して、同日午前八時からは黒笹区各戸に対して、満田医師による健康診断が行われた。これには、鈴木新次郎予防委員、榊原巡查、原田書記、鈴木第一〇区長が同行している。さらに、人夫三人を役使し、隔離病舎における「日光消毒ノ掛場及大小便所消毒及破損壁ノ修繕」も行われた。翌三〇日にも、原田書記を除く同様の構成員にて、健康診断が再度実施されたが、前日と同日の二回の健康診断において異状は発見されなかった。

一〇月二日、隔離病舎に収容されている患者に転機が訪れる。満田医師より三好村役場に対してA-2は治癒し、A-1は死亡したとの届出があったのである。これにより、隔離病舎の病室に対して消毒方法が実施され、A-2は帰宅し、A-1の遺体は、即日、榊原巡查と加藤衛生組合長の立会のもとで、人夫三人によって火葬場に運ばれた。五日から六日までの二日間、黒笹区内全戸において大清潔法（大掃除）が実施され、榊原巡查、大参巡

査、鈴木正男及び鈴木新次郎予防委員、加藤衛生組合長、鈴木第一〇区長らが各戸につき実施状況の検査を行った。六日には、B―1及びB―2の付添人BとC―1の付添人Cの長男を使役して隔離病舎内外の掃除及び消毒が実施された。

一〇月七日、B―1とB―2が治癒し、消毒方法実施の上、病舎より帰宅したが、赤痢疑似症であったC―1は、赤痢病と診断された。八日から一〇日にかけては、挙母警察署からの命令により、病舎汚染の可能性がある「飲用水井戸替」工事が実施され、大参巡查、榊原巡查、鈴木新次郎予防委員、鈴木第一〇区長、加藤衛生組合長ら立会のもとで、すべての工事が完了した。一〇日、満田医師によりC―1の死亡が確認される。これにより、榊原巡查と近藤衛生組合幹事の立会のもとで、人夫三人を使い消毒方法が施行され、C―1は直ちに火葬場に移送された。一二日、Cの長男の長男C―2が赤痢に罹患し、隔離病舎に移送された。九月二十七日以降、赤痢患者は発生していなかったが、ここに、およそ二週間ぶりに新たな患者が発生したのである。しかし、その後、病舎が拡散することはなく、『日誌』は、一〇月一八日午後四時、満田医師が「隔離病舎へ出張」し、「各患者ノ診断セラレタルニ追々全癒ナリト申サレタリ」との記述をもって、詳細な報告を終えている。したがって、隔離病舎に收容され加療中のA、C―2及びD―1の三人は治癒したものとと思われる。『日誌』中、一〇月一九日より十一月一七日までは、日付と出務人員の氏名が記載されているのみである。かくして、黒笹区を襲った赤痢は、患者八名（赤痢患者四人、赤痢疑似症患者四人）、死者二人を出して終熄した。

九月二〇日より一〇月一八日までの二九日間における主な人員の出務状況をみると、鈴木三好村長が八回、三好村役場の原田書記が一回、同役場の鈴木久次郎書記が一〇回、榊原巡查が二一回、大参巡查が一八回、満田医師が二六回にわたり、黒笹区に出張しており、同区内においては、鈴木第一〇区長が一三回、加藤衛生組合長が

一四回、鈴木同副組合長が一四回、近藤同幹事が一四回、鈴木正男予防委員が七回、鈴木新次郎予防委員が一五回、佐藤きよ子看護婦が二五回出務している。この間、人夫は延べ七〇人を使用しており、三好村役場より消毒薬品を運搬したり、患者への消毒方法を実施したり、隔離病舎の掃除・消毒・修繕を行ったり、患者を隔離病舎に移送したり、死者を火葬場に移送したりした。このほか、『日誌』は、隔離病舎で使用する消耗品（例えば、茶碗、焜炉、鍋、柄杓、草履、箒、熊手、罨紙、硯、筆等）、消毒方法実施時に使用した薬品（例えば、石灰、石炭酸、昇汞水等）、滋養品として毎日隔離病舎に届けられた鶏卵と牛乳について、日ごとに、数量を明記した上で列記している。『日誌』に記載された出務記録、人夫使用記録、消耗品・薬品・滋養品の記録は、三好村より愛知県に対して「市町村伝染病予防費」の補助申請をするにあたっての証拠となるものであった。

ただ、ここで注意しなければならないのは、「市町村伝染病予防費」の補助が「精算額」に対する補助であることから、そもそも市町村は、伝染病予防費の予算を組んでおく必要があるということである。市町村の歳入出予算は、市町村会の議決事項である（市制第三二条及び町村制第三三条）。『議事録』及び『決議録』によれば、三好村の明治四四年度歳入出予算は、明治四四（一九一）年三月一八日に村会の議決をもって成立しているが、その後、五回にわたり、追加予算が組まれている。その要因は、伝染病の流行による伝染病予防費の膨脹にほかならない。

第三表によれば、明治四四年度歳入予算は、当初、全体額が一四二九一円であった。財源の大部分は村税である。村税は、地価割、国税営業割、県税営業割、所得税割、戸別割があったが、主軸は戸別割であった。村税総額一三二一三円のうち、戸別割は、八四三八円であり、明治四四（一九一）年三月一日現在の戸数一〇八七戸に対して、一戸につき七円七六銭三厘を賦課した。歳出予算中、衛生関連の予算科目は、第五款衛生費である。衛生費は第一項伝染病予防費と第二項種痘費に区分されており、第三表には伝染病予防費を抜粋して、目毎に掲載した。

第3表 三好村明治44年度歳入出予算の推移並びに決算

(単位：円)

村会可決日	歳 入					村税戸別割賦課算出根拠	
	全体額	内 訳			村 税		
		衛生費 補助金	衛生費 寄付金	村税 戸別割			総 額
1911年3月18日	14,291	15	0	8,438	13,213	戸数1087戸1戸につき7円76銭3厘徴収	
1911年6月13日	14,476	15	0	8,438	13,213		
1911年6月29日	15,924	165	0	9,198	13,975	(追加徴収分) 戸数1087戸1戸につき70銭	
1911年8月12日	17,192	190	0	10,012	14,789	(追加徴収分) 戸数1087戸1戸につき75銭	
1911年9月18日	17,920	260	283	10,337	15,114	(追加徴収分) 戸数1087戸1戸につき30銭	
1911年12月6日	18,605	355	304	10,771	15,592	(追加徴収分) 戸数1087戸1戸につき40銭	
決 算							
1912年6月29日	18,812	304	304	10,750	15,564	戸数1087戸1戸につき9円88銭9厘徴収	

(単位：円)

村会可決日	歳 出								
	全体額	内 訳							
		伝 染 病 予 防 費							
		医師 手当料	雇人料	賄料	需用費	予防委員 手当	吏員手当	仮隔離 病舎 修繕費	総 額
1911年3月18日	14,291	50	26	3	75	10	5	0	169
1911年6月13日	14,476	50	26	3	75	10	5	0	169
1911年6月29日	15,924	170	286	40	475	60	20	0	1,051
1911年8月12日	17,192	170	361	40	550	60	20	0	1,201
1911年9月18日	17,920	200	411	60	593	60	20	278	1,622
1911年12月6日	18,605	275	641	85	833	60	20	278	2,192
決 算									
1912年6月29日	18,143	267	616	72	813	49	15	274	2,108

(註) 円未満は切り捨て。

(出典) 『明治三十九年大正元年 三好村会議事録 西加茂郡三好村役場』及び『明治四十四年度ヨリ大正元年度迄 三好村会決議録 西加茂郡三好村役場』(みよし市役所所蔵)より作成。

伝染病予防費は、当初予算額が一六九円で、全体額の約一パーセントに過ぎなかったが、決算額をみると、二一〇八円と大幅に増加し、全体額の約一二パーセントを占めるにいたった。

伝染病予防費の内訳は、①医師手当料、②雇人料、③賄料、④需用費、⑤吏員手当、⑥予防委員手当、⑦仮隔離病舎修繕費である。①は、医師の診断料であり、一回五〇銭で算出している。②は伝染病予防消毒に従事する人夫や看護婦等の雇用費、③は伝染病予防に従事する吏員、予防委員及び看護婦等の賄料、④は消毒薬品や患者滋養品等の購入費、⑤は伝染病予防事務取扱吏員の手当であった。⑥については、臨時予防委員費用弁償額及支給規程により、予防委員には一日三〇銭の手当が支給されていたが、明治四四（一九一一）年六月三〇日の村会において規程が改正され、四〇銭となっている。⑦は、九月一八日の村会において可決された追加予算案により新設された項目であり、病舎増築費一六〇円、病舎修繕費一一八円、計二七八円で構成された（『議事録』及び『決議録』）。

伝染病予防費予算の最初の増額は、明治四四（一九一一）年六月二九日の村会で可決された追加予算案によるものであった。この時、伝染病予防費は八八二円増加している。『議事録』によれば、予算追加の理由は「伝染病流行ノ為メ多額ノ費用ヲ要スル見込アル」ことであつた。翌三〇日の村会では「臨時必用」のため、予防委員として大嶋吉重、野々山豊吉、加藤安次郎、竹谷惣三郎、鬼頭兼三郎の五人が議員の選挙を経て選出された。野々山と加藤は、村会議員であり、出身区は、それぞれ三好下と西一色であつた⁷⁴。両区は、三好村の中心地たる村役場周辺の地域である。また、『決議録』に綴られている「明治四拾四年三好村事務報告」によると、明治四四年における主な伝染病の発生は、腸チフス患者一〇人（疑似症含む）、ジフテリア患者四人、赤痢患者一三人（疑似症含む）であつた。これらのことを勘案すると、黒笹区に赤痢が流行する以前の六月の段階において、村役場周辺地域において、伝染病が流行していた可能性が高い。

その後、伝染病の流行拡大に伴い、伝染病予防費は、明治四四（一九一一）年八月二日、九月一日、二月六日の村会で可決された追加予算案により増額されていく。予算の増額は、財源の確保と表裏一体である。この財源となったのが、第三表に示したように、①村税戸割別、②衛生費寄付金、③衛生費補助金であった。①について、村会は、追加予算案と組み合わせで「明治四四年度村税追加賦課法及徴収期法」案を審議しており、六月二九日に一戸につき七〇銭、八月二日に一戸につき七五銭、九月一日に一戸につき三〇銭、二月六日に一戸につき四〇銭の追加賦課案を可決している。これによって、村税戸別割の決算額は、当初予算八四三八円より一〇七五〇円となり、二二二二円の増収となった。②に関して、九月一日の村会において、「本村衛生費へ寄附採納ノ件」が審議されている。これは、九月一日付の三好村第三区（三好下）青木桑次郎外一三人による一五九円一銭の寄付採納願と、同日付の三好村第九区（福谷）鈴木亀次郎外一〇人による一四四円七七銭の寄付採納願の提出に基づくものである。寄付採納願は「右（寄付金―筆者註）ハ本村衛生費ニ指定寄付仕度候間御採用相成度此段願上候也」とあり、寄付金の衛生費予算への編入を指定している。同様に、一二月六日の村会においても、一月三〇日付の三好村第一〇区（黒笹）鈴木珠三郎外七二人より二〇円八三銭の寄付採納願が提出されており、衛生費への編入を指定した上で採納された。これらの寄付金によって、衛生費として使用できる予算は三〇四円増加した。因みに、青木桑次郎、鈴木亀次郎、鈴木珠三郎は、当時、各区の区長であった。¹⁵⁾③は三好村が使用した「市町村伝染病予防費」への愛知県からの補助である。最終的な決算額は三〇四円であった。この金額は、おおよそ伝染病予防費の決算額より寄付金を控除した一八〇四円の六分の一に相当する（『議事録』及び『決議録』）。このように、伝染病の流行拡大に伴う伝染病予防費増額分の財源は、村税戸別割の追加賦課によって村全体で負担するとともに、区内住民の「自主的」な寄付金と「市町村伝染病予防費」補助金をもって充たされたのである。

おわりに

これまで、主として府県（警察）、市町村長（市町村吏員）、市町村会、衛生組合、家から構成される重層的な伝染病予防体制と各主体の機能について体系的・実態的側面に焦点をあてて論じてきた。ここで纏めていくことにしたい。

法によれば、予防対策に関して、主務大臣（内務大臣）の役割はほとんどなく、地方長官に権限が委譲されていた。地方長官は、人及び物の移動制限と汽車船舶等での予防対策の施行等に係る命令権を有した。伝染病流行現場において、予防対策執行の第一義的な責任は家が負い、当該対策の執行権限を授けられていたのは当該吏員であった。当該吏員は、医師と協力し、衛生組合を動員しながら、家を指揮して清潔方法、消毒方法、隔離方法を行う。この過程で発生する医師の雇い入れ、隔離施設の設置と管理及び消毒薬の補充等に係る経費は、国・府県からの補助があるとしても、基本的には市町村の負担であった。予防対策の中核は、当該吏員と市町村にあった。

法は、当該吏員を予防事務従事者の中核に据え、当該吏員の中身を施行規則に委ねた。施行規則は、清潔方法及び消毒方法を患家の家人を指示して執行し、又は患者の隔離施設への移送を実施する当該吏員を市町村長又は予防委員とし、交通遮断を実施する当該吏員を警察官吏又は検疫委員と規定した。市町村長又は予防委員の実施する予防事務は、警察官吏、衛生官吏、郡吏員又は検疫委員の指示を受けた。そして、市町村長が執行する予防事務については、町村長は郡長（第一次）及び知事（第二次）の、市長は知事（第一次）の監督を受けた。これとは別のルートで、市町村吏員は、予防事務を柱とする衛生警察事務の執行にあたって、府県警察部から末端の巡査まで繋がる警察指揮系統による指揮下に置かれた。このような指揮・監督関係のもとで、伝染病の発生地区に臨場して予防消

毒方法を実施する職務を担ったのは、市町村吏員、予防委員及び巡査であった。

明治四四（一九一一）年九月より一〇月にかけて、三好村黒笹区という小さな村落を赤痢が襲った。黒笹区の赤痢は、四戸八人に蔓延し、A・B・C家のように家族内で感染が広がった。感染の拡大を防ぐための基本的な予防対策は、患者の隔離と患家及びその附近への消毒方法の実施であった。赤痢予防対策に従事したのは、三好村吏員、巡査、予防委員に加え、区長、衛生組合長ら組合役員、看護婦及び人夫であった。三好村吏員、巡査、予防委員は、区長及び衛生組合役員の協力を得ながら人夫を指示して予防事務に従事した。また、挙母警察署より汚水捨場の設置や飲用水井戸替工事が「命令」されていたことは、現場における予防対策が府県警察部から警察署を経て巡査に繋がる警察指揮系統の主導下にあったことを示す事柄であろう。

法は、患者が発生した家に対する清潔方法や消毒方法の実施を患家の責任としたことから、人夫は、基本的には家族が担ったが、そもそも黒笹区の衛生組合は人夫に応じることを組合員の「義務」としていた。つまり、人夫は、衛生組合の枠組みをもって動員されたのである。健康診断は、患者の「発見」に効果を発揮した。それは、赤痢流行中、黒笹区住民に対して健康診断が三回行われたが、これにより患者三人が「発見」されたからである。このほか、黒笹区住民は、大清潔法にも動員された。健康診断や大清潔法には巡査だけではなく、予防委員、区長、衛生組合長らが臨検のため立ち会っていた。これは、監視の目の強化にとどまらず、区の有力者・世話役が介入することで円滑な予防事務の遂行をはかるものであったといえよう。

法は、伝染病予防措置に係る大部分の経費を市町村の負担とした。三好村の財政において村税が基幹財源となっていたように、市町村の負担とは、当該市町村住民の負担であった。三好村会では、明治四四年度において、伝染病の流行拡大に伴い必要となる伝染病予防費の工面を主な目的として、追加予算を五回組んだ。最終的には、一戸

あたり二円が追加徴収された。三好村民は、区長らを通じて、何のために村税戸別割を追加徴収するのか説明を受けたことであろう。伝染病の流行は、自らが感染する危険性があるだけではなく、増税の契機ともなったことから、市町村の住民にとって無関心・無関係ではあり得ない事象であった。さらに、三好村では、寄付金の醸出という「負担」も確認できた。明治四四年度中に衛生費に指定して寄付を行ったのは、全一〇区中、三好上、福谷、黒笹の三区であった。これらの寄付金は区長が取り纏めた。「寄付採納願」という形態によれば、寄付は、表面上、区民の「自主的」な行為である。しかし、三好上区、福谷区では伝染病が流行していた可能性があり、黒笹区では實際上赤痢が発生し、村税で賄う伝染病予防費を使用したことを考慮すれば、この寄付金の醸出には伝染病流行地域の区民の「負い目」を増幅させるような村全体の「圧力」があったことが推察されよう。

最後に、以上の諸点を踏まえて結論を述べたい。予防対策は、たとえ警察の主導下にあっても、警察組織のみで完結してきたわけではなく、実態的にみれば、市町村や衛生組合のみならず地域住民の関与がなければ遂行できなかったということである。黒笹区の赤痢流行現場においては巡査のほか、村長、村吏員、予防委員（区出身の村会議員等）、黒笹区長、衛生組合長らも臨場し、衛生組合員が人夫として動員され、予防対策として清潔方法、消毒方法及び隔離方法が実施されたとともに、これらの実施経費は村会の議決による追加予算に伴う村税戸別割の追加徴収又は寄付金という村民の負担によって充当された。ここからみても、三好村は「村全体」で予防対策にあっていたのであり、市町村・市長村民はまさに予防対策の中心であった。本稿は、三好村を事例として法の運用実態を考察したが、三好村の予防対策で生じた現象の普遍性については他地域に焦点をあてた研究の進展を待たなければならない。今後の研究課題としたい。

註

- (1) 立川昭二『病気の社会史―文明に探る病因』日本放送出版協会、一九七二年、一七九頁～一八二頁。
- (2) 明治三〇年三月法律第三六号「伝染病予防法」『官報』第四一二二号・明治三〇年四月一日、一頁～三頁。
- (3) 同上。
- (4) 平成一〇年一〇月法律第一一四号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」『官報』号外第二〇三号・平成一〇年一〇月二日、四頁～二三頁。
- (5) 例えば、小栗史朗『地方衛生行政の創設過程』（医療図書出版社、一九八一年、特に二五九頁～二七四頁）、谷口直人『伝染病予防法』の制定過程―内務省公衆衛生行政の構想と展開―（内務省史研究会編『内務省と国民』文獻出版、一九九八年、七九頁～一〇九頁）、笠原英彦「伝染病予防法までの道のり―医療・衛生行政の変転―」（『法学研究』第八〇巻第一二号、二〇〇七年、一一三頁～一四三頁）、竹原万雄『伝染病予防法』の制定とその背景（『東北芸術工科大学東北文化研究センター紀要』第八号、二〇〇九年、一七頁～二六頁）及び小島和貴「衛生官僚たちの内務省衛生行政構想と伝染病予防法の制定」（『法政論叢』第五一卷第二号、二〇一五年、二七一頁～三〇〇頁）がある。
- (6) 尾崎耕司『伝染病予防法』考―市町村自治と機関委任事務に関する一考察』『新しい歴史学のために』第二一三三号、一九九四年、一頁～一四頁。
- (7) 松下孝昭「大阪市尿尿市営化問題の展開―都市衛生事業と市政・地域―」『ヒストリア』第一一九号、一九八八年、五二頁～七六頁。
- (8) 尾崎耕司「衛生組合に関する考察：神戸市の場合を事例として」『大手前大学人文科学部論集』第六巻、二〇〇五年、五三頁～八四頁。
- (9) 白木澤涼子「衛生組合連合会と市制」『日本歴史』第八〇九号、二〇一五年、五三頁～七〇頁。このほか、衛生組合に関連する白木澤の論考として「衛生組合法案と町内会」（『日本歴史』第七八二号、二〇一三年、五六頁～七二頁）がある。
- (10) 同様の問題意識を有するものとして、中澤恵子「明治期の農山漁村における衛生組合の設置目的と役割―千葉県勝浦市域の事例から―」（『千葉県史研究』第一七号、二〇〇九年、一〇七頁～一一七頁）がある。

- (11) 大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』筑摩書房、二〇〇〇年、五一頁。
- (12) 「窪田静太郎序文」（林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』林茂香・野村寛、一八九七年）一頁、及び鶴見祐輔『後藤新平』第一卷、後藤新平伯伝記編纂会、一九三七年、八五三頁〜八五四頁。
- (13) 「伝染病予防法ヲ定ム」『公文類聚』第二編・明治三〇年・第二七卷、国立公文書館所蔵。
- (14) 同上。
- (15) 鶴見祐輔『後藤新平』第一卷、前掲、八五三頁。
- (16) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、二頁〜三頁。
- (17) 法定伝染病は、大正一一（一九二二）年四月法律第三三号「伝染病予防法中改正」において、コレラ、赤痢、腸チフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、ペストに加えて、パラチフスと流行性脳脊髄膜炎が追加され、一〇種となった（『官報』第二九〇四号・大正一一一年四月一日、二六五頁〜二六六頁）。
- (18) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、五頁。
- (19) 大正一一（一九二二）年四月法律第三三号「伝染病予防法中改正」において、第三〇条が改正されて「五十元以上五十円以下ノ罰金」から「三十〇〇円以下ノ罰金」となり、罰則が強化された（『官報』第二九〇四号・大正一一一年四月一日、二六五頁〜二六六頁）。
- (20) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、一三頁。
- (21) 大正一一（一九二二）年四月法律第三三号「伝染病予防法中改正」により、第三一条が改正されて「二十円以上二〇〇円以下ノ罰金」から「二〇〇円以下ノ罰金」となり、罰則が強化された（『官報』第二九〇四号・大正一一一年四月一日、二六五頁〜二六六頁）。
- (22) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、一八頁。
- (23) 同上、二二頁。
- (24) 明治二八年四月内務省訓令第四号「市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準」、『官報』第三五四七号・明治二八年四月三〇日、三三三頁。

- (25) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、二〇頁。
- (26) 同上、四四頁。
- (27) 同上、二二頁。
- (28) 同上、二七頁～二八頁。
- (29) 同上、五三頁。
- (30) 同上、五二頁。
- (31) 竹原万雄『近代日本の感染症対策と地域社会』清文堂出版、二〇二〇年、二四九頁～二六〇頁。
- (32) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、五二頁。
- (33) 明治三八年三月法律第五六号「伝染病予防法中改正」『官報』第六五〇七号・明治三八年三月一三日、三八五頁。
- (34) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、三八頁。
- (35) 「大日本帝国憲法」『官報』号外・明治二年二月一日、一頁～六頁。
- (36) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、三八頁～三九頁。
- (37) 明治三〇年五月内務省令第一号「伝染病予防法施行規則」『官報』第四一四六号・明治三〇年五月一日、二頁～三頁。
- (38) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、四〇頁。
- (39) 明治二年四月法律第一号「市制及町村制」『官報』第一一四三号・明治二年四月二五日、二三七頁～二七二頁。
- (40) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、四二頁。
- (41) 明治三〇年六月内務省令第一五号「検疫委員設置規則」『官報』第四一七六号・明治三〇年六月五日、六一頁。
- (42) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、六七頁。
- (43) 同上。
- (44) 明治三〇年七月内務省令第一八号「伝染病予防法第二四条補助ニ関スル件」『官報』第四二一〇号・明治三〇年七月五日、二〇九頁。
- (45) 窪田静太郎「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス」林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、八〇頁。

- (46) 明治三〇年五月内務省令第一号「伝染病予防法施行規則」『官報』第四一四六号・明治三〇年五月一日、二頁～三頁。
- (47) 林茂香・野村寛編『伝染病予防法註釈』前掲、二六頁。
- (48) 明治二六年一〇月勅令第一六二号「地方官官制改正」『官報』第三二〇三号・明治二六年一〇月三十一日、三三八頁～三四一頁。
- (49) 昭和一七年一月勅令第七六八号「行政簡素化実施ノ為ニスル警視庁官制外九勅令中改正」『官報』号外・昭和一七年一月一日、五五頁～五九頁、及び厚生省医務局編『医制百年史記述編』きょうせい、一九七六年、二八八頁～二九〇頁。
- (50) 『衛生局年報明治三十一年』衛生局、一九〇二年、五頁。
- (51) 厚生省医務局編『医制百年史記述編』前掲、五六頁。
- (52) 明治三〇年二月愛知県訓令第五一号「郡役所ニ二課ヲ置クノ件」『現行愛知県令訓類集下巻』愛知県、一八九九年、五四四頁～五四五頁。その後、明治三三（一九〇〇）年三月に訓令第八二号により、郡役所は三課体制となったが、「衛生ニ関スル事項」は継続して第一課の主管事務であった（明治三三年三月愛知県訓令第八二号「郡役所ニ三課ヲ置クノ件」『現行愛知県令訓類集下巻』愛知県、一九〇三年、七〇九頁～七一頁）。
- (53) 明治二五年十二月愛知県訓令第七六号「町村行政事務監督事項」附属「町村役場処務規程準則」『現行愛知県令訓類集下巻』愛知県、一八九九年、五三〇頁～五三二頁。
- (54) 郡役所と町村役場の事務分掌について、他県の状況を確認してみよう。例えば、岐阜県では、明治三〇（一八九七）年八月訓令第六四号「郡役所処務規程」により、郡役所には、第一課と第二課が置かれ、第一課が「学務、兵事、社寺及戸籍ニ関スル事項」等のほか、「衛生ニ関スル事項」を、第二課が「土木ニ関スル事項」、「勸業ニ関スル事項」、「稅務ニ関スル事項」等を所管した。町村役場の事務分掌については、明治二七（一八九四）年六月訓令第三六号「町村役場処務規程準則」により、町村役場に第一科と第二科が設けられ、第一科が「庶務、會議、戸籍、兵事、学事、衛生、勸業、地理、土木ニ関スル事項」を、第二科が「徵稅及ヒ會計ニ関スル事項」を掌理した（山口弥一『地方行政例規』山口弥一、一九〇三年、三六七頁～三七二頁）。
- (55) 名古屋市役所編『名古屋市史 政治編第三』名古屋市役所、一九一六年、八五頁・九〇頁～九四頁。他市の状況をみてみ

ると、例えば、神戸市では、明治二七（一八九四）年一月訓令第一号「神戸市役所処務規程」により、市役所の事務は、第一部、第二部、第三部に分けられ、第一部には庶務課、土木課、第二部には戸籍課、税務課、第三部には文書掛、議事掛、外事掛が置かれた。そして、第一庶務課が「庶務」、「勸業」、「学務」の各事務に加えて、「伝染病予防消毒ニ係ル事」、「私立病院設置廃止等ニ係ル事」、「牛乳食肉水雪等營業ニ係ル事」等の衛生事務を主管した（『明治三十二年五月兵庫県神戸市現行条規』神戸市役所、一八九九年、一九〇頁〜二五一頁）。

(56) 窪田静太郎「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス」前掲、八五頁〜八七頁。

(57) 山口謙二郎講述『衛生警察学』明治大学出版部、一九一一年、五頁〜六頁。

(58) 普文学会編『警察法監獄学問題義解』清水書店、一九〇八年、六六頁。

(59) 山口謙二郎講述『衛生警察学』前掲、四頁、及び小原新三『衛生行政法積義全』金港堂書籍、一九〇四年、五〇頁〜五三頁。

(60) 明治三〇年八月愛知県訓令第五六号「伝染病予防法施行手続」『愛知県公報』号外第四八七・明治三〇年八月二日、一頁〜九頁。その後、伝染病予防法施行手続は、明治三〇（一八九七）年一月訓令第八二号、明治三八（一九〇五）年一月訓令第三四号及び明治四一（一九〇八）年六月訓令第二四号をもって一部改正されている（『愛知県公報』号外第五一七・明治三〇年一月一六日、一頁〜四頁、同第九八〇号・明治三八年一月一八日、四六頁〜四八頁、同第一一七号・明治四一年六月二四日、五三頁〜五五頁）。

(61) 『明治四十四年赤痢病流行記事』愛知県、一九一三年、一頁〜七頁。

(62) 三好町誌編纂委員会編『三好町誌第一巻』該会、一九六二年、六〇頁・六六頁、及び黒笹区誌編さん委員会編『黒笹区誌』愛知県西加茂郡三好町黒笹行政区、二〇〇四年、二二一頁。

(63) 『明治四十四年九月 伝染病予防救治ニ関スル日誌 三好村役場』S-157、四一〇五、黒笹文書、みよし市立歴史民俗資料館寄託。

(64) 『明治三十九年大正元年 三好村会議事録 西加茂郡三好村役場』みよし市役所所蔵。

(65) 『明治四十四年度ヨリ大正元年度迄 三好村会議議録 西加茂郡三好村役場』みよし市役所所蔵。

- (66) 明治三二年四月愛知県令第三八号「衛生組合規則」『愛知県公報』第六五一号・明治三二年四月一七日、六三頁～六五頁。その後、衛生組合規則は、明治三三（一九〇〇）年四月県令第三八号及び明治三六（一九〇三）年八月県令第六五号をもって一部改正されている（『愛知県公報』第六九七号・明治三三年四月九日、二二頁～二四頁、同第一〇五八号・明治三六年八月三十一日、三頁）。
- (67) 『衛生組合規則』C 四九七、三三四四、黒笹文書、みよし市立歴史民俗資料館寄託。
- (68) 明治三二年四月愛知県令第一六号「市町村伝染病予防費補助規程」『愛知県公報』第六〇二号・明治三二年四月一八日、一九頁～二〇頁、明治三四年六月愛知県令第三二号「市町村伝染病予防費補助規程中改正」『愛知県公報』第七五八号・明治三四年六月二六日、六四頁。
- (69) 明治三二年五月愛知県訓令第二四号「市町村伝染病予防費補助申請手続」『愛知県公報』第六〇五号・明治三二年五月一六日、五三頁～五七頁、明治三四年六月愛知県訓令第三二号「市町村伝染病予防費補助申請手続中改正」『愛知県公報』第七五八号・明治三四年六月二六日、六八頁。
- (70) 明治三二年五月愛知県令第四七号「赤痢疑似症ニ対シ伝染病予防法適用」『愛知県公報』号外第六三一・明治三二年五月二六日、一頁。
- (71) 三好町誌編纂委員会編『三好町誌第一巻』前掲、七〇頁、及び黒笹区誌編さん委員会編『黒笹区誌』前掲、二〇四頁～二〇五頁。例えば、明治三七（一九〇四）年七月に勘生村が制定した「区長設置規程」によれば、区長の職務のなかに「伝染病及害虫ノ虞アルトキハ其ノ担当者ト協議シ速ニ予防方法ヲ可致事」とあり、区長は伝染病予防事務の執行に係る補助機関であった（黒笹区誌編さん委員会編『黒笹区誌』前掲、二〇四頁～二〇五頁）。
- (72) 三好町誌編纂委員会編『三好町誌第一巻』前掲、七三頁～七四頁・七七頁～七八頁。
- (73) 明治二一年四月法律第一号「市制及町村制」『官報』第一一四三号・明治二二年四月二五日、二二七頁～二七二頁。
- (74) 三好町誌編纂委員会編『三好町誌第一巻』前掲、七七頁～七八頁。
- (75) 同上、八五頁・八七頁。